

区域位置図（木曾岬町;法第34条第11号に基づく指定区域）



凡 例			
←→	県	境	
□	市街化区域		
	用途地域	容積率	建ぺい率
■	第一種中高層住居専用地域	200	60
■	第二種中高層住居専用地域	200	60
■	第一種住居地域	200	60
■	第二種住居地域	200	60
■	近隣商業地域	200	80
■	準工業地域	200	60
■	工業地域	200	60
→○←	都市計画道路		
■	地区計画決定区域		

ただし、区域に含まれている土地であっても、次の区域に該当する土地については、区域指定の適用外とします。

建築基準法第39条第1項の災害危険区域
地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域※
農地法第4条第6項第1号の農地の区域
農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域

※ 3m以上の高潮浸水想定区域について、都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則第4条第2号に該当する土地の区域として、区域指定の適用外の区域から除く。